意識不明事故の取扱い等に関する変更点について

変更内容	変更後(令和6年1月1日以降)	変更前(令和5年12月31日以前)
1. 国への報告対象となる 重大事故の範囲	死亡事故意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故	・ 死亡事故 ・ 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故 等 (意識不明 (人工呼吸器をつける、ICUに入る等) の事故を含 み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案 が生じた時点で報告すること。)
2. 意識不明事故の定義	事故が原因で意識不明となった事案であって、AVPUスケールにより評価した意識レベルが、「U:どんな刺激にも反応しない」」に該当する場合をいう。 ※ AVPUスケール (小児の意識レベル評価) A: Alert 意識がはっきりしている V: Voice 声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている P: Pain 痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない U: Unresponsive どんな刺激にも反応しない	定義なし
3. 意識不明に関する国への 報告要否の判断基準	国への報告の要否は、意識不明となった原因を判断基準とする。 (1) 「事故」が原因である場合 (国への報告 → 「必要」) ※ 事故の具体例・・・転倒、衝突、誤嚥、食物アレルギー、熱中症等 (2) 明らかに「病気」が原因である場合 (国への報告 → 「不要」) ※ ただし、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で国へ報告する。 ※ 病気の具体例・・・てんかん、けいれん (熱性・無熱性・憤怒)等 (3) 原因が「不明」な場合 (国への報告 → 「必要」) ※ 報告後、その原因が「事故」又は「病気」であることが判明した場合には、その旨を国へ追加報告する。	意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案 が生じた時点で報告すること。
4. 報告様式	新様式により報告	旧様式(別紙1~4)により報告
5. 地方自治体による再発防 止のための事後的検証の 対象となる事故の範囲	※ 乳幼児突然死症候群(SIDS)や死因不明とされた事例も含む。 (2)意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ※ 意識不明の原因が病気であると判明したものを除く。 (3)死亡事故、意識不明事故以外の重大事故で、都道府県又は市町村において検証が必要と 判断した事故	(1) 死亡事故 ※ 乳幼児突然死症候群 (SIDS) や死因不明とされた事例 も含む。 (2) 死亡事故以外の重大事故で、都道府県又は市町村において 検証が必要と判断した事例 (例えば、意識不明等) ※ 都道府県又は市町村が検証を実施しない事故や、いわゆる ヒヤリ・ハット事例等については、各施設・事業者等において 検証を実施する。